

**『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10巻
適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』
(第1版第1刷)
訂正とお詫び**

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2025年12月4日

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
p. 4	適正飼養指導論 第1章愛玩動物の飼養	右段上から2行目	(生後90日以上)	(生後 91 日以上)
p. 32	適正飼養指導論 第2章動物終末期(飼い主)ケア	右段上から7行目	強制給仕	強制給 餌
p. 52	適正飼養指導論 第3章適正飼養の推進	CHECK! 囲み「犬猫の飼養管理基準:七つの項目」	<p>①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>②動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項</p> <p>③動物の疾病等に係る措置に関する事項</p> <p>④動物の展示又は輸送の方法に関する事項</p> <p>⑤その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項</p> <p>⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項</p> <p>⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項</p>	<p>①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>②動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項</p> <p>③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項</p> <p>④動物の疾病等に係る措置に関する事項</p> <p>⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項</p> <p>⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項</p> <p>⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関する事項</p>

p. 121	適正飼養指導論 第5章動物愛護 管理行政	表1-5-1 上から6行目	(イ) 第一種動物取扱業の種別に係る地域および技術について 1年間以上教育する学校などを卒業	(イ) 第一種動物取扱業の種別に係る知識および技術について 1年間以上教育する学校などを卒業
p. 127	動物生活環境学 第1章	左段上から6行目	・家庭や動物取扱業などで犬を飼養する際には、必ずこれらの基準や指針を満たしている必要がある。動物看護師は飼育者に対して、これらを満たし問題行動の予防や動物福祉に配慮した飼養環境を整えるように指導する。	・家庭で犬や猫を飼養する際は、できる限りこれらの基準や指針を満たすべきである。動物看護師は飼育者に対して、これらの基準や指針を満たし問題行動の予防や動物福祉に配慮した飼養環境を整えるように指導する。
p. 127	動物生活環境学 第1章	左段下から1行目	飼い主が守らなければならない義務	飼い主が守るべき責務
p. 142	動物生活環境学 第1章	左段下から4行目	科学的情報	化学的情報
p. 170	動物生活環境学 第2章	左段上から4行目	短頭種呼吸器症候群	短頭種気道症候群
p. 198	動物生活環境学 第2章	左段下から13行目	どのような状態になっても、責任をもって最後の看取りまで飼育することを、飼い主の義務としている。	支障を及ぼさない範囲で、できる限り、最後の看取りまで飼育することを、飼い主の努力義務としている。
p. 200	動物生活環境学 第3章	左段上から1行目	動物愛護管理法では、	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）では、
p. 200	動物生活環境学 第3章	右段上から6行目	は義務であるが、	は努力義務であるが
p. 243	動物生活環境学 第6章	左段上から1行目	屋内を	屋外を
p. 245	動物生活環境学 第6章	右段下から2行目	要項など	要綱など
p. 246	動物生活環境学 第6章	右段下から2行目	飼い主の明示繁殖制限	飼い主の明示、繁殖制限
p. 266	ペット関連産業 概論第1章ペット関連産業にお	p. 266CHECK! 1行目	職業倫理=コンプライアンス？	職業倫理=コンプライアンス？

	ける職業倫理 (行動倫理を含む)			
p. 307	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	右段下から2行目	・齢期の	・幼齢期の
p. 310 、 p. 312	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	右段下から6行目	① 年度当初の動物の所有数 ② 月ごとに新たに所有した動物の所有数 ③ 月ごとに販売等したまたは死亡した動物の数 ④ 年度末の動物の所有数 ⑤ 取り扱った動物の品種等	① 事業所の名称 ② 事業所の所在地 ③ 登録年月日 ④ 登録番号 ⑤ 年度当初に所有していた動物の合計数 ⑥ 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数 ⑦ 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数 ⑧ 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数 ⑨ 年度末に所有していた動物の合計数 ⑩ 犬猫以外の動物に含まれる品種等 ⑪ 備考